



今月の担当
山本 恵美
介護支援専門員

新しい年が始まりました。一段と寒さが厳しくなる季節、体調管理に気をつけ、良いお正月をお過ごし下さい。

**四月から
新制度・介護予防給付
がスタートします**

介護保険制度がスタートして8年が経とうとしています。

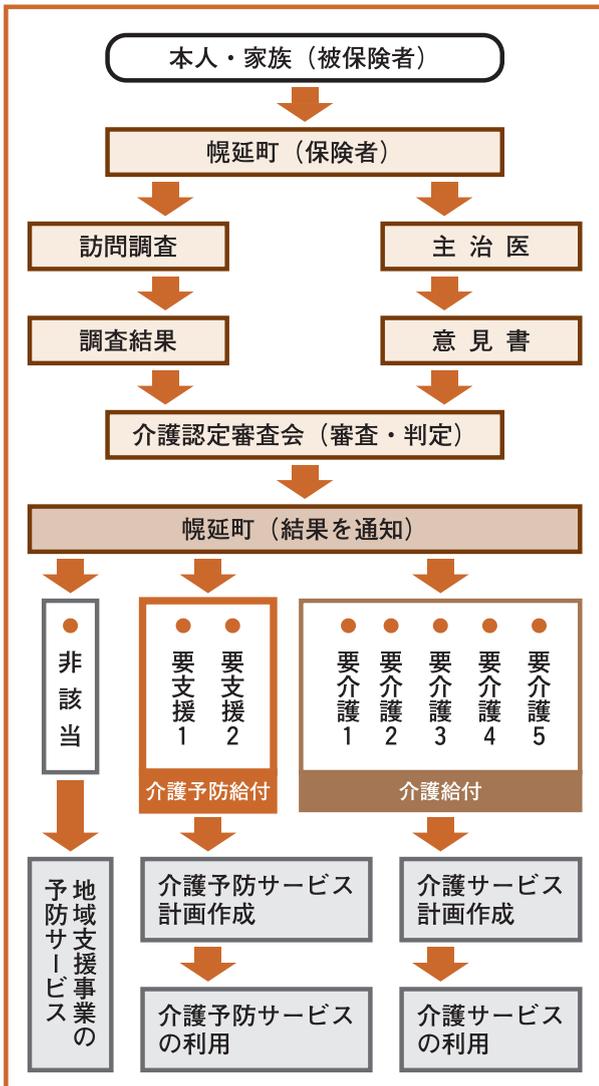
実際、介護サービスを利用している方は全国的に軽度の「要支援」「要介護1」の方が多く状況で幌延でも同じような傾向にあります（幌延町では要支援18・5%、要介護111・47・6%、要介護218・5%、要介護319・2%、要介護413・1%、要介護513・1%、平成19年11月

末）。この状況から国が対策として取り組んだのが「軽度の方を対象に要介護状態への進行を防ぐ、介護予防給付」を行っていくということとです。特に目的とされているのが「加齢による活動量の減少によって生じる心身機能の低下を予防していく」ことです。そのためには積極的に身体を動かし、外出をすることによって自分でできることは継続し、困難な面についてはサービスを利用しながらも、「自立した生活」を指していくということが大切になります。

介護サービスを利用するための手続き

介護保険と同様、まずはサービスを利用する前に、寝たきり度や認知面などで介護や支援が必要な状態かどうか認定を受ける必要があります（表1）。また要介護ごとの平均的な身体の状態は（表2）の通りです。

【表1】手続きの流れ



現在、既に介護認定を受け介護保険サービスを利用されている方には、更新時期に担当の介護支援専門員から詳細を説明させていただきます。また新たに介護保険申請をお考えの方は、役場（町民課・保健福祉グループ）介護保険担当・電話51111内線160番）または保健センター（電話51790）までお問い合わせ下さい。

【表2】要介護ごとの身体の状態

要介護度	身体の状態（平均的な状態例）	
要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、起き上がり・立ち上がりなど何かにつかまらなければ行えない状態。	予防給付対象
要支援2	歩行や入浴などに何らかの介助が必要。	
要介護1	歩行や入浴のほか、薬の内服・金銭管理・電話の利用などに何らかの介助が必要。	介護給付対象
要介護2	歩行・入浴・金銭管理のほか、衣服の着脱や排泄などに何らかの介助が必要。	
要介護3	入浴や衣服の着脱・排泄など日常生活に全面的な介助が必要。認知症がある場合は、かなりの問題行動や理解力の低下がみられる。	
要介護4	食事や入浴・衣服の着脱・排泄など日常生活の全面的な介助が必要。認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下する。	
要介護5	生活全般にわたって介助が必要。	